

各務原都市計画景観地区の決定（各務原市決定）

都市計画 各務山西部地区 景観地区 を次のように決定する。

名 称	面 積	備 考
各務山西部地区 景観地区	約 17.4 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

項 目	内 容
建築物の 形態意匠の制限	<p>各務山工業団地の開発コンセプトを踏まえて環境、景観に配慮した空間の形成を目指したデザインとすること。</p> <p>〔建築物全体〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物と調和し、周囲の山並みや建築物のつくるスカイラインに配慮すること。 <p>〔色彩〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩のベースカラーは別表1とする。 ・外壁の色彩でアソートカラーやアクセントカラーとして効果的に使用する場合は、別表1以外の色彩使用が認められる。 ただし、別表2はアソートカラーとして使用することができない。 ・外壁の色彩の使用面積は、別表3に示す割合とする。 ・屋根の色彩は別表1とする。
建築物の 高さの最高限度	<ul style="list-style-type: none"> ・20mとする。 <p>ただし、地役権の設定してある場所は、別途高さ制限がある。</p>
壁面の 位置の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・道路境界線より3.0m以上後退することとする。 ・隣地境界線より1.5m以上後退することとする。
建築物の 敷地面積の最低限度	<ul style="list-style-type: none"> ・2,000㎡とする。 <p>ただし、この都市計画が定められた際、現に敷地面積が満たない場合で、その敷地の全部を一の敷地として使用する場合には、当該敷地面積を最低限度とする。</p>

理由

まちなみが各務山と調和するよう建物のデザインや色合いの調和を図り、緑豊かな景観の創出を図るため景観地区に指定する。

別表 1

		色相	明度	彩度
外壁	有彩色	5R 以上 5Y 以下	5 以上 10 未満	4 未満
		0R 以上 5R 未満 5Y 超 10Y	5 以上 10 未満	2.5 未満
		上記以外	5 以上 10 未満	1.5 未満
	無彩色	N	4 以上 10 未満	
屋根	有彩色	5R 以上 5Y 以下	5 以上 10 未満	4 未満
		0R 以上 5R 未満 5Y 超 10Y	5 以上 10 未満	2.5 未満
		上記以外	5 以上 10 未満	1.5 未満
	無彩色	N	3 以上 10 未満	

別表 2

色相	彩度
5R 以上 5Y 以下	7 以上
0R 以上 5R 未満 5Y 超 10Y 以下	5 以上
上記以外の有彩色	2.5 以上

別表 3

対象	割合 (%)
ベースカラー	70 以上 100 以下
アソートカラー	25 以下
アクセントカラー	5 以下